

《第13回産業分類検討チームの会議後に提出された意見》

第12回検討チームにて指摘させていただいた電気業の説明の記載につきまして、やはり難解なのでもう少し分かりやすくするようにご検討いただきたいと考えております。

第12回検討チームでご説明いただいた電気業の説明文は法律の条文を基にして作成されており、内容は正確であると思われるものの、一般的には非常に分かりにくい案になっていると思います。経産省のご回答では、電源が多様化しており、電気事業も細かく分割されたので、このような書きぶりになるということでしたが、一文が長く、さらに「及び」、「若しくは」、「又は」などが多用され、一般統計ユーザーには非常に難解な書きぶりになっていると思います。

このため、日本標準産業分類の利用者がその内容をできる限り容易に理解できるよう説明文を再度検討していただけないでしょうか。たとえば、説明文はなるべく簡潔にし、内容例示のところにより具体的な事業内容を示すといった形で修正していただけると、より理解しやすい説明になるのではないかと思います。再度ご検討いただけますとありがたく存じます。

(以上)

前頁の追加意見を踏まえて以下を調整中。

(経済産業省案)

分類名	第 12 回検討チームにおける改定素案
3311 発電業	<p>自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p>
3312 送配電業	<p>自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業所（発電業に該当する部分を除く。離島等供給又は最終保障供給若しくは特定送配電事業を含む。）をいう。</p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>
3313 電気小売業	<p>電気の小売供給を行う（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）事業所をいう。</p> <p>○小売電気事業</p>
3314 電気卸供給業	<p>発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気として供給する事業所をいう。</p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>